

# 定 款

(2020年3月27日 改訂)

オーナンバ株式会社

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 (商 号)

当会社は商号をオーナンバ株式会社と称し、英文では Onamba Co., Ltd. と記す。

## 第 2 条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電線、ケーブル及びその加工品の製造販売
- (2) 合成樹脂の押出及び成型加工品の製造販売
- (3) 電気・電子機器並びに産業機械及びその材料・部品の製造販売
- (4) 前各号の製造販売に関する各種工事の設計・施工・保守・監理の受託
- (5) 前各号に関する技術指導及び情報の提供
- (6) 第3号に関する製造加工組立処理の請負業
- (7) 建設業
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業及び業務

## 第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を大阪市におく。

## 第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会 (2) 監査役
- (3) 監査役会 (4) 会計監査人

## 第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は電子公告とする。ただし電子公告を行うことができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (会社の発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 4,500 万株とする。

### 第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

### 第 8 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第 9 条 (単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 10 条 (単元未満株主の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第 8 条に定める請求をする権利

## 第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第 12 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料ならびに株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

# 第 3 章 株 主 総 会

## 第 13 条 (招集の時期)

定時株主総会は毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

## 第 14 条 (基準日)

当会社は毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

## 第 15 条 (招集地)

当会社の株主総会は大阪市内で開催する。

## 第 16 条 (招集権者及び議長)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議

長となる。

取締役社長事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集し議長となる。

#### 第 17 条 (決 議)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、事業報告及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

#### 第 19 条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 20 条 (員 数)

当会社の取締役は 10 名以内とする。

## 第 21 条 (選 任)

取締役は株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

## 第 22 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

## 第 23 条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集しその議長となる。

取締役会長事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集し議長となる。

## 第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日から 5 日前迄に発する。

ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

## 第 25 条 (代表取締役)

取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

## 第 26 条 (役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する。

必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

## 第 27 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 28 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

## 第 29 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## 第 30 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 31 条 (社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

# 第 5 章 監査役及び監査役会

## 第 32 条 (員 数)

当会社の監査役は 4 名以内とする。

### 第 33 条 (選 任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第 34 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。

2. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。
3. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会終結のときを超えることはできない。

### 第 35 条 (常勤の監査役)

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

### 第 36 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日から 5 日前迄に発する。

ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

### 第 37 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

### 第 38 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

### 第 39 条 (報酬等)

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

### 第 40 条 (社外監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第 6 章 計 算

### 第 41 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

### 第 42 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### 第 43 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

未払いの配当金については利息をつけない。

(2020年3月27日 改訂)